

入 札 案 内 書

【4t ダンプ】

山鹿植木広域行政事務組合

〒861-0535 山鹿市南島1270番地1

TEL : 0968-43-1195

FAX : 0968-42-1172

資 料 内 容

- 1 売却の流れ P 1
- 2 公売物件一覧 P 2
- 3 物件調書・現況写真 P 3
- 4 一般競争入札参加要領 P 4～P 8
- 5 売買契約書（案） P 9～P 13
- 6 提出書類等チェックリスト P 14
- 7 落札後に必要となるもの P 15

別紙 入札関連様式

4t ダンプ売却の流れ

1 入札の公告	令和7年5月7日（水） 山鹿市消防本部前の掲示板での公告 組合ホームページに掲載
2 資料の配布	令和7年5月7日（水）以降随時配布 ※公告日以降 入札案内書ほか関係様式の配布
3 入札参加者の 申込受付期間	参加資格確認申請書の提出 令和7年 5月 7日（水）から 令和7年 5月 20日（火）まで ※午後3時必着 提出先 〒861-0535 山鹿市南島1270番地1 山鹿植木広域行政事務組合総務課総務係 (山鹿消防署2階) ※期限内に必着ですので、郵送の場合は余裕をもって提出ください。
4 入札保証金	令和7年 5月 27日（火）までに振込み ※入札保証金（契約希望金額の5%以上）は入札前までに入金する必要があります。確認のため、極力、上記までに振込みをお願いします。
5 入札	令和7年 5月 30日（金） 午前10時 場所 山鹿消防署2階 多目的ホール ※ 入札書、印鑑、委任状等必要様式をご持参ください。
6 開札	入札結果は、入札場所において直ちに発表します。
7 契約	契約締結期限 令和7年 6月 9日（月）午後3時まで 組合と落札者で契約を締結します。契約保証金（契約額の10%以上）を支払っていただきます。
8 契約金の支払	令和7年 6月 30日（月）午後3時まで 契約金額と契約保証金の差額を納付していただきます。
9 物件の引渡し	契約金が納付されたあとに、物件を引き渡します。引渡しは現状有姿のままです。車両の基本性能については一切保証しませんので、購入者の負担と責任において、必要な措置を行ってください。また、車両については、購入者の負担と責任において名義変更の手続きも行ってください。

【 現地見学 】

物件の見学を希望される場合は、山鹿植木広域行政事務組合総務課総務係
にご連絡ください。電話：0968-43-1195（担当：富田）

売却物件一覧

物件番号	物件名称	所在地
1	4 t ダンプ	熊本市北区植木町轟 2 5 8 2 番地 6

物 件 調 書

物件番号

1

予定価格	非公開
物件名称	4 t ダンプ
所在地	熊本市北区植木町轟 2582 番地 6
設備・備品の内容	車両ナンバー：熊本 1 1 ち 2 0 3 6 型式：KC-FC2JCBD 車名：日野レンジャー
参考事項	○車検の有効期限：令和 7 年 6 月 9 日 ○登録年月日：平成 9 年 5 月 1 9 日 ○走行距離：241, 937 km（R7. 4. 25 現在） ○車体にある組合名称は、引取り後、速やかに消去すること。また、作業前及び作業後の写真を提出すること。 ○本件の引き渡しについては、現状有姿渡しとします。



一般競争入札参加要領

山鹿植木広域行政事務組合

山鹿植木広域行政事務組合が行う組合所有財産の一般競争入札に参加される方は、次の事項を承知のうえ、入札に参加してください。

1 売却物件

物件名称	4 t ダンプ
所在地	熊本市北区植木町轟 2 5 8 2 番 6

2 入札参加資格

一般競争入札には、次のいずれかに該当する方を除き、個人、法人を問わず参加することができます。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当する事実があった後、3 年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - ④ 地方自治法第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - ⑥ 契約により、契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で請求を行ったとき
 - ⑦ 上記により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (5) 国税又は地方税（国民健康保険税を含む）の未納がある者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者

3 入札参加申込の方法

入札に参加を希望する場合、下記（2）の①②③④のうち必要な書類を提出期限までに、下記（1）の提出先に持参又は郵送で提出してください。

提出された書類に不備があり、提出期限までにその不備が解消されない場合は入札に参加できません。また、提出された書類は返却できませんのでご了承ください。

(1) 申込みの受付

① 受付締切

令和7年5月20日（火）午後3時必着

② 受付場所

山鹿植木広域行政事務組合総務課総務係（山鹿消防署 2階）

〒861-0535 山鹿市南島1270番地1

電話 0968-43-1195

③ 入札の執行

入札を希望する者が1者の場合も、入札を執行します。

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。入札の中止による損害は、入札者の負担とします。

(2) 申込みに必要な書類等

① 参加資格確認申請書

② 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）及び法人登記現在事項証明書（法人に限る。）

③ 納税証明書（国税及び地方税）（未納がない証明）

④ 誓約書

※山鹿植木広域行政事務組合一般競争入札等の参加資格及び工事入札格付審査要綱（令和4年4月1日告示第5号）により入札参加資格を有すると決定されている者については②及び③の提出は不要としますので、提出に際して申し出てください。

4 物件確認

入札者は原則として物件を確認したうえで入札してください。物件は現状有姿での引渡しとなりますので、落札後の物件の状況に関する苦情等は一切お受けできません。

なお、物件の見学は、下記の連絡先で事前に予約し、物件の保管場所にて確認してください。

(1) 公開期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月20日（火）まで

※期間中の午前10時から午後4時まで（土日祝日は除く）

(2) 公開場所

熊本市北区植木町轟2582番地6 最終処分場

(3) 連絡先

山鹿植木広域行政事務組合総務課総務係（担当：富田）

電話 0968-43-1195

(4) 注意事項

公務の都合上、希望される期日に物件の確認ができないことがあります。必ず事前にご

連絡ください。

5 入札

(1) 入札及び開札の時間、場所は次のとおりです。

入札日 令和7年5月30日(金)

入札時間 午前10時

入札場所 山鹿市南島1270番1 山鹿消防署 2階 多目的ホール

(2) 必要書類等

① 印鑑(印鑑登録済の印鑑)

② 保証金納付書

※売買希望(入札)金額が30万円を超えない場合は必要ありません。

③ 入札書

④ 代理人が入札に参加する場合は、委任状及び代理人の印鑑(委任状に押印した印鑑)。

(3) 入札保証金の納付

入札前に、入札保証金として売買希望金額(税込)の100分の5以上(円未満切り上げ)に相当する金額を、組合の指定する口座に振込んでください。なお、振込手数料は入札参加者の負担となります。ただし、売買希望金額が30万円を超えない場合は、入札保証金の納付は必要ありません。

入札保証金の振込みに必要な納付書を発行しますので、事前に山鹿植木広域行政事務組合総務課総務係にご連絡ください。

入札保証金を振込んだ時は、速やかに保証金納付書を提出してください。

指定口座	肥後銀行 山鹿支店 当座 162
口座名義	山鹿植木広域行政事務組合 会計管理者 阪梨 健

※ 入札保証金は、入金確認のため、極力、令和7年5月27日(火)までの振込みをお願いします。

※ 入札保証金の額が不足する場合は、入札が無効となりますのでご注意ください。

※ 入札保証金還付は、入札終了後に保証金還付請求書を提出してください。また、還付手続きは期間を要しますのでご了承ください。

※ 入札保証金は、その受入期間について利息は付けません。

(4) 入札の注意事項

① 入札は、交付された入札書を使用し、黒インク等の消えないもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除した時は、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。

② 入札書には、入札物件名並びに氏名又は商号及び代表者を記入した封筒に封入してください。

③ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

④ 代理人が入札する場合は、委任状の提出が必要です。その場合、入札書には代理人の記

名・押印が必要ですのでご注意ください。

- ⑤ 使用印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）を使用してください。
- ⑥ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（１００分の１０）を加算した額をもって落札金額とするので、入札書には、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（売買希望金額）の１１０分の１００に相当する金額を記載してください。
- ⑦ 入札の回数は１回です。

（５） 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格のない者のした入札
- ② 同一人がした２以上の入札
- ③ 不正行為による入札
- ④ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が脱落し、又は不明な入札
- ⑤ 入札条件に違反した入札
- ⑥ 連合して行った入札
- ⑦ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- ⑧ 金額を訂正した入札
- ⑨ 開札の日時まで指名停止措置その他指名の取消事由に該当することとなった者のした入札
- ⑩ 入札に参加する際に提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑪ その他入札条件に違反した入札

6 開札

（１） 開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。

（２） 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

7 契約の締結

（１） 契約の説明

落札者決定後には、落札者に対して契約手続きの説明を行い、必要書類を交付します。

（２） 契約の締結

① 契約の締結期限

落札者には、組合が指定した売買契約書により、令和７年６月９日（月）午後３時までに売買契約を締結していただきます。期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は組合に帰属します。

② 契約保証金の納付

契約を締結する際には、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付していただきます。なお、納付済の入札保証金を契約保証金に充当することができます。

※売買代金を即納する場合は、契約保証金は必要ありません。

⑤ 費用の負担

売買契約書に貼付する収入印紙など、契約の締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

⑥ 契約保証金は、その受入期間について利息は付けません。

8 売買代金の支払い

売買代金は、令和7年6月30日（月）午後3時までに納付していただきます。納付の際は、売買代金と契約保証金の差額を納付することになります。なお、期限までに売買代金の納付がなく、売買契約が解除となった場合は、契約保証金は組合に帰属します。

9 所有権の移転等

売買物件の所有権は、売買代金全額を納付したときに移転するものとし、現状有姿のまま引き渡します。

10 その他

- （1）入札関係書類に記載された個人情報、入札事務及び入札参加資格の確認（警察への情報提供を含む。）のみに使用します。
- （2）売買契約締結後に、引き渡された物品の種類及び品質等が当該契約に適合しないことを理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約の解除請求をすることはできません。
- （3）車両については、購入者の負担と責任において名義変更の手続きを行ってください
- （4）この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び山鹿植木広域行政事務組合財務規則並びに組合の指示によることとします。

物件売買契約書（案）

売出人 山鹿植木広域行政事務組合（以下「甲」という。）と買受人 _____（以下「乙」という。）とは、次のとおり物件の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾記載の物件とする。

（売買代金）

第3条 前条の物件の売買代金は金 _____ 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結の際に契約保証金として、金 _____ 円（売買代金の100分の10以上）を甲に納付しなければならない。ただし、売買代金の全額を即納する場合は、免除する。

2 第1項に定める契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行するときは、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた額を、甲の発行する納入通知書により令和7年6月30日までに納付しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が第3条に定める売買代金を納付したときに乙に移転する。

2 乙は、売買代金の納付後、売買物件の所有権移転に必要な書類の提出を甲に請求するものとし、甲は納付確認後、速やかにそれらの書類を乙に提出する。売買物件の所有権移転に関する事務手続きは、所有権を移転した日から速やかに乙が行い、これに要する費用は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 売買物件は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに、甲から乙に引渡しがあったものとする。

（契約不適合責任）

第8条 甲は乙に対し、本契約に関して一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は甲に対して、本目的物の種類、品質等が本契約に適合しないことを理由として、

履行の追完、売買代金の減額、損害賠償請求または本契約の解除をすることができない。

(不可抗力による損害)

第9条 甲及び乙は、天災その他の不可抗力により当該物件が滅失又は毀損した場合は、契約を解除することができる。

2 前項の規程により契約を解除した場合において、甲及び乙は、損害があっても、相手にその損害の賠償を請求しないものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく第5条に規定する期限までにこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、またはその履行の見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 次のアからカまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等の供給、便宜の供与等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

オ 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

カ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約を解除された場合は、第4条第1項に規定する契約保証金は、違約金として甲に帰属する。また、契約保証金を免除した場合は、契約代金の10分の1に相当する金額を違約金として、乙は甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

(解除権行使時の返還金等)

第11条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 甲は、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

(2) 甲は、乙の支出した契約の費用、必要経費、有益費その他一切の費用を、負担しない。

(乙の原状回復義務)

第12条 乙は、甲が第10条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転に必要な書類を発注者に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、契約保証金及び第10条第2項に規定する違約金は、前項に規定する損害賠償の全部及び一部の予定と解釈してはならない。

(返還金の相殺)

第14条 甲は、第11条第1号の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に規定する損害賠償金及び違約金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する支払代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(協議事項)

第16条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 熊本県山鹿市南島 1 2 7 0 番地 1
山鹿植木広域行政事務組合
管理者 早 田 順 一

乙

物件の表示

物件番号	物件名称	型式	数量

提出書類等チェックリスト

【 入札参加申込時 】 令和 7 年 5 月 2 0 日（火）午後 3 時必着

- ☐ 参加資格確認申請書
- ☐ 印鑑証明書及び法人登記現在事項証明書（法人に限る。）
- ☐ 納税証明書（国税及び地方税）（未納がない証明）
- ☐ 誓約書

【 入札保証金納付後】 令和 7 年 5 月 2 7 日（火）午後 3 時まで

- ☐ 保証金納付書

【 入札時 】 令和 7 年 5 月 3 0 日（金）

入 札 参加者	当日会場に 来られる方	持参すべき書類等
個 人 の 場 合	本 人	☐ 印鑑（印鑑登録済の印鑑） ☐ 保証金還付請求書 ☐ 入札書
	代 理 人	☐ 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） ☐ 保証金還付請求書 ☐ 入札書 ☐ 委任状
法 人 の 場 合	代 表 権 を 有 する 者	☐ 法人（会社・団体等）の印鑑（印鑑登録済の印鑑） ☐ 保証金還付請求書 ☐ 入札書
	代 理 人	☐ 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） ☐ 保証金還付請求書 ☐ 入札書 ☐ 委任状

落札後に必要となるもの

1 契約保証金

売買代金の100分の10以上の契約保証金をお支払いいただきます。

なお、納付済の入札保証金を契約保証金に充当することができます。

ただし、売買代金を即納される場合は、契約保証金は必要ありません。

2 売買代金

組合の発行する納入通知書により、契約書に規定された期日までに、組合の指定する金融機関にお支払いいただきます。

なお、納付済の契約保証金を売買代金に充当します。